

## 第18回川内地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

### 1. 日 時

令和8年1月14日（水） 13:30～14:46

### 2. 場 所

鹿児島県庁6階 災害対策本部室（Teams 会議併用）

### 3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、  
第十管区海上保安本部、陸上自衛隊西部方面總監部
- (2) 関係自治体等 : 鹿児島県
- (3) オブザーバー : 薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、  
出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、  
九州電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 沖田推進官、鈴木補佐、村松主査付

### 4. 議 題

- (1) 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- (2) その他

### 5. 配付資料

- ・資料1 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- ・資料2 「川内地域の緊急時対応」（概要版）（案）
- ・資料3 「川内地域の緊急時対応」（全体版）（案）
- ・資料4 原子力災害対策指針の改正等について

### 6. 概 要

- (1) 「川内地域の緊急時対応」の改定について

○内閣府から、資料1、資料2及び資料3に基づき、「川内地域の緊急時対応」の具体的な改定内容及び今後の改定に係るスケジュールについて説明があった。

○鹿児島県から、原子力災害対策指針の改正及び今後の屋内退避に関する指針関連文書の制定を踏まえ、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々屋内退避の継続判断を行うことに関して、「川内地域の緊急時対応」に盛り込まないのかとの質問があった。これに対し内閣府からは、目安にとどまる3日という情報が独り歩きする懸念やケースバイケースの判断ということも踏まえ、現時点では盛り込む予定はない旨の回答があった。

○原子力規制庁から、資料3の18ページにおいて、「鹿児島県原子力防災セ

ンターが非常用発電機（7日間分の電源を確保）を設置。」と修正したことに関連して、非常用発電機の燃料は3日分しかないことから、7日間分の電源を確保するには途中で燃料を補給する必要があり、その補給の際には同発電機を止めると思われるが、その間の電源に関する記載が必要ではないかとの質問があった。これに対し内閣府からは、鹿児島県原子力防災センターには非常用発電機が2基あり、それぞれの燃料タンクには燃料小出槽が設置されていることから、発電機を稼働したままでも外部からの燃料補給は可能で、7日間分の電源の確保は可能と思われるが、後ほど確認する（※）旨の回答があった。

※作業部会終了後、非常用発電機を止めないまま、燃料補給が可能であることを確認した。

- 原子力規制庁から、資料3の95ページについて、「㊦九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定」の末尾は正確には「協定書」ではないかとの指摘があった。これに対し内閣府からは、これ以外の協定の記載等も確認の上、鹿児島県に確認して修正等対応するとの回答があった。

## （2）その他

- 原子力規制庁から、資料4に基づき、原子力災害対策指針の改正や、屋内退避に関する指針関連文書の検討概要について説明があった。これを受けて内閣府から、特に屋内退避中の一時外出について、「川内地域の緊急時対応」において新たにスライドを追加することを検討している旨の補足説明があった。
- 薩摩川内市から、今回の原子力災害対策指針の改正において、屋内退避中においても住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できるとされているが、屋内退避に関する指針関連文書やQ&Aにおいて、クリニックや病院等の住民の生活に不可欠な事業者に対して事業継続させる強制力を持つものとするのか、お願いをするにとどまるのか、また、お願いするとすれば誰がお願いするのか等、具体的に提示してもらいたいとの意見があった。これに対し原子力規制庁からは、当該意見を踏まえて検討し、その結果は改めて関係機関に向けて発信したいとの回答があった。
- 内閣府から、第17回川内地域原子力防災協議会作業部会で使用した資料1「川内地域の緊急時対応」の改定について」の1ページ「改定の経緯及びプロセス」において、一部記載に誤りがあったことから、今回の作業部会資料一式を内閣府HPに掲載する際に、併せて当該資料の差し替えを行う旨の説明があった。

以上